

「毎月勤労統計不正」を巡る風説

そして誰も確認しなかった

高原 正之
社会共生学部 公共政策学科 教授

1. 問題の所在

毎月勤労統計の 2004 年 1 月分の調査から、それまですべての都道府県で 1 であった常用労働者 500 人以上規模の事業所の抽出率が、東京都に限り 3 分の 1 に引き下げられた。抽出率が 1 であることは、全数調査であること統計学的には同義ではない。しかし、これを全数調査であると誤解して、この引下げが 500 人以上事業所は全数調査するというルールに反するという報道・議論が、2018 年末から 2019 年にかけて、盛んに行われた。この結果、毎月勤労統計を作成する厚生労働省への信頼は低下し、毎月勤労統計調査の回収率が低下するという事態を招いた。

しかし、500 人以上事業所の抽出率を 1 とするルールは、2004 年当時存在せず、たとえ抽出率 1 を全数調査と解したとしても、この引下げは全数調査するというルールに違反するものでもなかった。なぜなら、このルールは 2017 年 2 月に作成され、2018 年 1 月分の調査から適用されたものであり、2004 年には存在しなかったからである。この引下げを巡る報道・議論は、根拠のない風説に過ぎなかったのである。今後、このような過ちを繰り返さないためには、なぜ、このような根拠のない報道・議論が行われたか、なぜ誰もルールを確認しなかったのかを明らかにする必要がある。この論文はその試みである。

以下、2 で研究の方法を説明する。この問題を取り扱うためには、当時の指定統計、現在の基幹統計作成に関する法制を確認しておく必要があるが、限られた関係者以外にはあまり知られておらず、関係者の間にも誤解がある。正確な理解が必要である。このため、3 で毎月勤労統計の法的枠組みを説明した上で、500 人以上事業所を全数調査するというルールは 2004 年には存在しなかったこと、2017 年に作成され、2018 年 1 月分調査から適用されたことを示す。このような準備を行った上で、4 でなぜ根拠のない報道・議論が行われたのか、その直接の原因を公文書や関係者の著作から検討する。5 で今後このような事態を引き起こさない方策について考察する。

2. 研究の方法

毎月勤労統計に関する法的な枠組みは法令そのものであり、法令以外のルールの作成は法令に基づいてまたは法令の範囲内で、行政文書として作成され、保存されている。そこで、関係省庁の HP に掲載されている文書を閲覧・収集し、掲載されていない文書については情報開示請求を行って文書を入手した。開示請求の結果、作成も受領もされず、存在していないものもあった。

なぜ根拠のない報道・議論が行われたのかは、本来はそのような報道・議論を行ったものに面接調査を行って検討を行うことが望ましい。しかし、多くの報道は匿名で

行われ、記事を書いたものを特定することは難しい。また、事の性格上、当事者が面接に応じる可能性はほとんどない。このため、報道・議論の内容からその特徴を抽出し、直接の原因を推定することとした。このため、深いレベルに存在するかもしれない原因を明らかにすることはできないという限界が存在している。

3. 毎月勤労統計の法的枠組みとルール設定の経緯

3-1 毎月勤労統計の法的枠組み

毎月勤労統計調査は、厚生労働省設置法第4条第106号により厚生労働省の所掌事務である(参考1)。したがって、この調査について必要な事項は、基本的には厚生労働大臣(厚生労働省発足前は労働大臣)が決定することである。実際には毎月勤労統計調査規則(昭和32年労働省令第15号)が定められ、これに基づき、また、同規則に定めのない事項については、その都度、厚生労働大臣の裁量によって決定される。なお、この厚生労働大臣の決定(決裁)権は、事項に応じて部局長等に委任されている。

ただし、厚生労働大臣の裁量には統計法による制約がある。統計法は2007年に全部改正され、2009年4月1日に施行された。改正前の統計法は「旧統計法」、改正後のものは「新統計法」と呼び慣わされているので、ここでもその用語を用いることにする。2004年に適用されていたのは旧統計法である。なお、総務省政策統括官(2009)が、改正の経緯、新統計法の内容、条文の解釈について詳しい。また、参考資料も多く掲載している。新旧統計法の対比が、巻末資料(35)から(47)ページにある。

旧統計法では、指定統計調査とは、政府などの作成する統計であって総務大臣が指定しその旨を公示したものであるとされ、(第2条)、統計法に定めるものの外、指定統計調査に必要な事項は命令で定めるものとされ、主務大臣が命令を制定、改廃するときはあらかじめ総務大臣に協議しなければならないものとされていた(第3条第2項、第3項)。上記の毎月勤労統計調査規則は、この規定に基づき制定されたものである。さらに、指定統計調査を行おうとする場合には一定の事項に関し、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならない、その承認を受けた事項を変更するには、さらに総務大臣の承認を得なければならないものとされていた(第7条)(参考2)。また、旧統計法施行令により、総務大臣がこれらの承認をしようとするときは、原則として統計審議会の意見を聴くこととされていた(参考3)。

これに対し、新統計法には、基幹統計というもの規定され(第2条第4項)、基幹統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、一定の事項を記載した申請書を総務大臣に提出して、その承認を受けなければならないものとされ(第9条第1項～第3項)、承認を受けた基幹統計調査を変更しようとするときにも、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならないものとされた(第11条第1項)。また、これら承認の申請があったときには、総務大臣は統計委員会の意見を聴かなければならないとされてい

る（第9条第4項、第11条第2項）（参考4）。なお、新統計法では旧統計法第3条に相当する規定はないが、毎月勤労統計調査規則は、新統計法に応じて必要な改正が施された上で存続している。

毎月勤労統計は、指定統計であり、基幹統計である。そのため厚生労働大臣は、総務大臣の承認に背馳して調査を実施してはならないこととなる。承認は、その変更が承認されるまでの間効力を持つので、毎月勤労統計を実施するに当たっての、あらかじめ定められたルールである。

なお、旧統計法第7条第1項の承認事項と新統計法第9条第2項の承認申請書記載事項は、同一ではないが、いずれにも「抽出率」は含まれていない。

なお、新統計法の施行に合わせて、総務省政策統括官（統計基準担当）が2008年12月18日付けに「基幹統計及び一般統計の承認申請等の手続きに関する事務処理要領」（以下では「事務処理要領」という。）を定めた。この中で、申請書記載事項の一つである「報告を求める者」について、「全数、無作為抽出、有意抽出の別に明らかにした上で報告者の具体的な選定方法について記載する」とされている。しかし、この具体的な選定方法にも抽出率は含まれていない。

3-2 2004年の抽出率引き下げの経緯と法的評価

毎月勤労統計調査の2004年1月分の調査から、東京都の常用労働者500人以上規模事業所の抽出率の引下げが、「ルール違反」であるためには、毎月勤労統計調査規則には抽出率の規定も全数調査の規定もないので、承認事項に、常用労働者500人以上規模の事業所の抽出率を1とすること、あるいは全数調査するということが書かれていなければならない。当時の承認事項を確認しよう。

2004年直前の毎月勤労統計調査の変更は、2002年9月に行われた。2002年9月6日に厚生労働大臣から総務大臣あて申請され（平成14年9月6日付 厚生労働省発統第0906002号 毎月勤労統計調査に係る統計法第7条2項の規定による承認事項の変更について（申請））、同年9月18日総務省統計局長から厚生労働大臣に「毎月勤労統計調査（指定統計第7号を作成するための調査）に係る承認事項の変更について、申請のとおり承認します。」という通知（平成14年9月18日付総統審第342号毎月勤労統計調査に係る統計法第7条第承認事項の変更について（通知）（対：平成14年9月6日付 厚生労働省発統第0906002号））がなされた。

この申請書の別紙である「毎月勤労統計調査（指定統計第7号）に係る統計法第7条第1項の規定に基づく総務大臣の承認事項（案）」に、旧統計法に定められた承認を得なければならない事項の順に従ってその具体的な内容が示されている。調査対象事業所の選定について述べているのは、「I 毎月勤労統計調査の目的、事項、範囲、期日及び方法」という部分である。まず、「1 調査の目的等」で、毎月勤労統計調査が、全国調査、地方調査、特別調査からなることが規定されている。問題となっているのは全国調査であるので、以下では、全国調査について説明していく。

「2 調査の範囲」で、全国調査の範囲は、「日本国全域」に所在する、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学修支援業、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）（その他生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）に属する「常用労働者を常時5人以上雇用する事業所」とされていた。

この中から調査対象とする事業所をどのように選定するかは「4 調査対象」で、全国調査については「調査の範囲に属する事業所の中から厚生労働大臣が指定する事業所とする。」とされていたのである。

承認された事項には常用労働者500人以上の事業所についてはすべてを調べるといふ項目は存在せず、抽出率に関する項目も存在しなかった。つまり、これらは厚生労働大臣の裁量に委ねられていたのである。厚生労働大臣の裁量により2004年1月分調査から、東京都の500人以上規模事業所の抽出率を1未満にしたことは、総務大臣の「承認を得た事項」の変更ではなかった。したがって、総務大臣の承認を得る必要も、総務大臣が統計審議会の意見を聴く必要もなかったと言える。

念のために、総務大臣に、2004年当時、「毎月勤労統計調査において、500人以上の事業所については全数調査すること」が旧統計法第7条第2項の規定により、それを変更するには総務大臣の承認を得なければならないとされる同条第1項の承認を得た事項に該当することを確認できる文書の開示を請求したところ、「いずれの請求文書も作成または取得しておらず、当該文書を保有していない」旨の回答（令和元年9月12日付 総政審第235号 「行政文書不開示決定通知書」）を得た。これは、元はあったけれども保存期間が経過したので廃棄したため存在しないのではなく、もともと存在しないという意味である。

総務大臣に変更の承認申請をしなかったことも、抽出率を引き下げ、その全数を調査しなくなったことも、有効であった旧統計法に違反するものではなかったということ、総務省が認めたに等しい。

3-3 500人以上事業所を全数調査するというルール作成経緯

500人以上事業所を全数調査するというルールは2017年2月に作られ、2018年1月から適用された。この時点では、適用されていたのは新統計法である。

このルールが作られた経緯は次のとおりである。2016年（平成28年）10月27日に、厚生労働大臣から総務大臣に対し、厚生労働省発政統1027号第2号「基幹統計調査の変更について（申請）」により、毎月勤労統計調査の変更の承認の申請が行われた。この文書の別紙「申請事項記載書」の「2 変更の内容」の「4 報告を求める者」の「（2）選定の方法」の「変更案」に「※ただし、規模が500人以上事業所については、全数調査とする。」と記載され、「変更前」には記載がない（総務省2016）。つまりこの規定を追加することが申請されたのである。この申請を受けて、総務大臣は

統計委員会に諮問し、統計委員会は第103回、第104回、第105回委員会で審議し、答申を行った。これを受けて総務大臣は、2017年2月13日に、総政審第38号「基幹統計調査の承認について（通知）」で厚生労働大臣に変更を承認する旨を通知した。なお、このときこのルールの部分については、2018年1月分の調査から適用することとされた。

3-4 統計法に基づくルール以外のルールの可能性

以上の統計法に基づく総務大臣の承認以外に、このようなルールがあったという可能性がないわけではない。例えば、厚生労働大臣が「常用労働者500人以上事業所を全て調査する」と公表していたとすれば、これは、国民への約束という観点から、ルールといえるかもしれない。

そこで、厚生労働省に、2004年以前にこのようなことを示していた文書があったかを確認したところ、そのような文書を作成した事はないという回答（令和4年6月9日付厚生労働省発政統0609第6号 行政文書不開示決定通知書）を得た。

なお、厚生労働省統計情報部が作成していた毎月勤労統計調査年報の表の注に全数調査という記載があったことをもってルールがあったという説があるが、年報は調査を行った後に記録として作られるものであり、将来に向かって「・・・する」という記述は本質的にあり得ず、現実にも記載されていない。そもそも統計情報部が作成した記録が規範になって、将来の厚生労働大臣の裁量が制限されることはありえない。

これらを踏まえると、統計法に基づくルール以外にルールがあったとは考えられない。

以上から明らかなおお、常用労働者500人以上の大規模事業所についてはすべてを調べるというルールは2004年には存在せず、このルールに違反するという意味では、毎月勤労統計の不正というものはなかったのである。

4. 風説が発生した原因

毎月勤労統計で常用労働者500人以上事業所を全数調査するというルールが作られた際に、統計委員会の審議に参加していた委員も含め、多くの有識者がさまざまなメディアで、2004年の抽出率引き下げがこのルールに違反していたという主張を行っている。また、マスメディアも同じ報道を行ってきた。それらには、公文書の軽視、法的な判断を行う際の常道からの逸脱、統計法を含めた毎月勤労統計の法的枠組みの不正確な理解がみられる。それらの根底には、公共の問題を取り扱う際に求められる慎

重さの不足があると思われる。

ここで、法的な問題を議論するときの常道とは、次のようなことを指す。基本として、ある行為について法的な是非の判断をするときには、大前提としてルールが存在が求められ、どのような行為がなされたかを明らかにしたうえで、そのルールに照らしてその行為の是非が判断するという手続きが踏まれるべきであるということ、ルール違反を主張するものは、そのルール違反をしたとするものを含め公衆に理解できるようにそのルールを示さなければならないことがある。ルールがなければルールに対する違反はあり得ないし、自分がどのルールに違反したとされているのかが分かんなければ、弁明が不可能であるからである。これに加えて、過去の事実の記録が直ちに将来のルールになることはないので、ルール設定の手続きを明らかにすること、改正された法律についての解釈が、直ちに改正前の法律の解釈として妥当することはないので、改正前の法律はそれ自体として解釈されなければならないことがある。

全ての報道・議論に触れるには紙幅が足りないもので、以下では多くの報道・議論に大きな影響を与えた2つの文書を取り上げる。

4-1 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会報告書

毎月勤労統計の問題を検討するために、厚生労働大臣の下に第三者委員会として、毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会が設けられた。委員会は2019年1月22日に「報告書」(毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会(2019a))を公表し、次いで、同年2月27日に「追加報告書」(毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会(2019b))を公表した。以下では、前者を1月報告、後者を2月報告と呼ぶことにする。

二つの報告書では、公文書の軽視が軽視されており、法的枠組みへの理解が不正確である。

第三者委員会が報告書を作成する際には、引用された文書や関連する文書が資料として本文に添付されるのが通例である。これによって、報告の根拠が明らかになり、報告書の内容の妥当性、客観性が検証可能になるからである。しかし、これらの報告書には、引用された文書さえ添付されていない。

公文書軽視、法的枠組みの不正確な理解は、2004年からの抽出率の変更に関する次のような記述にも表れている。

一方で、東京都の規模500人以上の事業所について抽出調査にすることについて、調査計画の変更等の適切な手続を踏むことなく、担当課のみの判断として調査方法を変更したことは、不適切な対応であったと言わざるを得ない。(1月報告 p.15)

ここで「調査計画」という用語が出てくるが、これは旧統計法にも新統計法にも、

それぞれの施行政省令にもない。新統計法下の事務処理要領で初めて用いられた用語である。この要領において、『調査計画』とは、基幹統計調査又は一般統計調査の実施に関する全体像を明らかにしたものをいう。具体的には法第9条第2項各号（法第19条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（基幹統計にあつては、本要領第4の1（2）ウに掲げる事項、一般統計調査にあつては、本要領第5の1（2）ウに掲げる事項）の総称をいう。」とされている。なお、この「本要領第4の1（2）ウに掲げる事項」とは、「法第9条2項各号に記載されている事項」である。結局、調査計画とは法に基づき承認が行われた後に、承認された事項の全体をまとめて示すための文書である。

2004年の時点では「調査計画」という概念は法的には存在しておらず、「調査計画の変更等の適切な手続き」もどこにも規定されていない。委員会は、存在しない調査計画について、これも存在しない変更の手続きをしなかったことを「不適切な対応」と主張してしまっているのである。

次のような記述もある。

また、平成29（2017）年以前の調査については、総務大臣による承認を受けた調査計画には、規模500人以上事業所について全数調査を実施することが明記されておらず、その限りにおいては統計法第9条及び第11条に明確に違反するとまでは言えないものの、公表されている年報において、規模500人以上事業所については「抽出率1／1」及び「全数調査」と明記されていることを踏まえれば、いずれにしても、統計法の趣旨に照らして、不適切な対応であったものと考えられる。（1月報告 p. 27）

この「平成29（2017）年以前の調査」には2004年の調査も含まれるが、2004年時点で適用されるのは旧統計法第7条である。適用する法と条を誤っている。また、上述のとおり、調査計画は新統計法下の事務処理要領で定義された概念であるので、2004年には存在しない。なお、新統計法施行後でも、総務大臣が調査計画を承認するという手続きは新統計法上存在しないので、総務大臣が調査計画を承認することはなく、総務大臣の承認を受けた調査計画というものは存在しない。委員会は、法律の適用関係を背一句に理解しないまま、存在しない「承認を受けた調査計画」を基にして判断しているのである。

この点に関する記述は、2月報告では次のようになっている。

全数調査を抽出調査に変更することにつき、当時適用のあった平成19年改正前の統計法7条2項に基づく総務大臣の承認が必要であったか否か

は、承認の要否が個別の案件ごとに判断されることから、必ずしも明らかではなく、承認を得ずに変更したことが直ちに同法違反であったとは言い難いが、調査方法の変更という重要な事務について、担当課限りで決定したこと、及びこれを公表しなかったことは不適切な対応であったといわざるを得ず、強く非難されるべきものである。(2月報告 p.6)

旧統計法の適用があったことを踏まえており、調査計画に言及しない記述になっており、その点では改善されている。また、「承認を得ずに変更したことが直ちに同法違反であったとは言い難い」という結論はおおむね妥当である。しかし、依然として公文書が軽視され、法的枠組みの理解が不正確であり、統計に関する知識の欠如、常道からの逸脱も見られる。

まず、旧統計法に承認事項として掲げられている「方法」の解釈を誤っている。承認事項には、「7 調査方法」という項目が存在する。その「(1) 全国調査」の内容は、例えば次のようなものである。

全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

承認事項としての調査方法とは、郵送調査であるか調査員調査であるか、自計であるか他計であるか、提出先、提出期日などをいうのであって、標本調査であるか、全数調査であるかなどを指すのではない。これは旧統計法と承認申請書を照らし合わせれば、直ちに判明することであり、委員会が公文書を軽視し法的枠組みを正確に理解していないことは明らかである。

毎月勤労統計調査は標本調査であり、抽出率は標本理論に基づいて決定されている。特定の層について抽出率が1であったとしても、それゆえに全数調査であると考えるのは、誤りである。2004年には、抽出率が引き下げられたのであって、「全数調査を抽出調査に変更」したのではない。

また、担当課限りで決定したことがなぜ、「不適切な対応」である根拠となる規範が具体的に示されていない。委員会が不適切と判断したに過ぎない。

厚生労働省には厚生労働省文書決裁規程という、決裁手続きを定めたものがある。これは、どの役職のものが、どのような事項について、誰と合議した上で決定する責任を負い、権限を持つかを定めたものである。担当課限りで決定したことの是非は、この規定に照らして判断すべきである。

この文書決裁規程の第3条に大臣の決裁が必要な事項が列挙されている。同条第11号により、「法令等により（厚生労働）大臣が行う・・・指定・・・に関する事項は（厚生労働）大臣までの決裁」を受けるものとされている。毎月勤労統計調査規則の第7条により、毎月勤労統計の調査対象となる事業所は厚生労働大臣が「指定」することになっているので、指定には大臣までの決裁が必要である。

しかし、第4条で、「前条（第3条）第1号、第2号、第4号及び第7号から第11号までに掲げる事項であって、別に大臣官房総務課長が定めるところにより専決処理をすることができることとされているものについては、別に大臣官房総務課長が定める者が専決処理をすることができる。」とされている。指定を受けた部局長課長等が大臣に代わって決裁することを認められているのである。具体的な専決の範囲、専決する者は、総務課長が「厚生労働省文書決裁規程第4条に基づく専決事項について」により定めている。

現在「毎月勤労統計調査の全国調査又は地方調査の調査対象となる事業所の指定に関する事項」は、政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当）が専決者とされ、合議者は指定されていない。当時の総務課長文書は、保存期間満了により廃棄されていて確認することができないが、現在と同様に定めがなされていたはずであり、担当課長（雇用統計課長）が調査対象者の決定方法を専決したこと（担当課限りで決定したことは）省内の規則に則ったことであって、何の問題もなかったはずである。

委員会は決裁のルールを確認せずに、根拠なく当時の担当課長を非難したのである。常道からの逸脱と法的枠組みの不正確な理解、公文書の軽視がこのような誤りの原因と考えられる。

なお、1月報告P.27の「明確に違反するとまでは言えない」の次の「公表されている年報において、規模500人以上事業所については「抽出率1/1」及び「全数調査」と明記されていることを踏まえれば、いずれにしても、統計法の趣旨に照らして、不適切な対応であったものと考えられる。」という主張は意味が明確ではない。

年報はあくまで過去の記録であり、将来を拘束する規範（ルール）ではない。また、年報は当然のことながら調査を実施した後に作成される。調査を実施する際にはその年の年報は存在せず、その年の調査の規範とはなり得ない。仮に、過去の記録にある抽出率を維持しなければならないという規範があったら、母集団のサイズや分散の変化に応じて抽出率を変更することはできなくなる。これは不合理であり、このような規範はあり得ない。

4-2 統計学会公的統計に関する臨時委員会報告書

2019年に日本統計学会が設置した「公的統計に関する臨時委員会」が、「公的統計に関する臨時委員会報告書 第一部 毎月勤労統計調査の不正をめぐる事案に関する見解」

（一般社団法人日本統計学会 公的統計に関する臨時委員会（2019a））を2019年6月に

公表している。

この報告書において、2004年の抽出率引き下げについて論じている。まず新統計法の第9条を引用して紹介している。その上で、申請書の記載事項と調査票その他総務省令で定める添付書類を合わせたものが「調査計画」を構成すると、事務処理要領とは異なる主張をしている。次いで、第11条第1項を引用し紹介している。それに引き続いて次のように述べている。

毎月勤労統計調査の統計法違反は、第9条第1項に掲げる「5 報告を求め
るために用いる方法」に該当する。2004年1月調査以降、東京都にある常
用労働者500人以上の事業所について、本来は抽出率が1/1の悉皆調査で
ある調査計画に対し、変更の承認手続きをとることなく、勝手に1/3抽出
の標本調査に変更して実施し続けたことである。前述の統計法第9条と
第11条の規定は、改正前の統計法の規定を引き継いだものであり、その
逐条解説において、申請書の具体的な内容として、それを取りまとめた調
査計画（調査要領等）について承認されることを求めている。さらに、「方
法とは①自計方式・他計方式、②調査員調査・郵送調査・他の方法③全数
調査・標本調査などの具体的な調査方法に加え、どのような調査組織（都道
府県等）のよって行うかである」という解説がなされている。2004年1月
以降の調査変更は事務取扱要領に明記されており、調査計画の変更に該当
する。したがって、2004年時点で統計法違反行為があったと考えるのが妥
当であろう。（p.7）

ここにはいくつかの事実誤認、問題点がある。

まず、法律に関しては、新旧統計法を比較すれば明らかなおとおり、新統計法第9条と第11条の規定は、改正前の統計法の規定をそのまま引き継いだものではなく、かなりの違いがある。違反であるという「5報告を求めために用いる方法」は、旧統計法には存在しない。改正前の法律が適用されていた時期に行われた行為の是非の判断は改正前の法律に基づいて行うのが常道である。

先に示したように、2004年の調査計画というものは存在せず、変更されたという事実もない。

さらに、総務省政策統括官（統計基準担当）（2009）では、「それを取りまとめた調査計画（調査要領等）について承認されることを求める」趣旨の記述はなく、「方法」の説明は次のとおりであり、全数調査・標本調査などの具体的な調査方式は含まれておらず、現実の申請でもこの項目で全数調査か標本調査かは記載されていない。

「報告を求めるために用いる方法」とは、「報告を求める事項」を集める方法、いわゆる調査方法のことをいう。具体的には、①調査組織に関する事項（どのような組織を用いて、又は、経由して行うのか）及び②具体的な実施方法に関する事項が含まれる。

この報告書には「逐条解説」の書誌情報が示されていないので、別なものがあるのかもしれないが、総務省政策統括官（統計基準担当）（2009）が優先されるのが当然である。²⁾

5. 今後の改善

改善方策としては、抽象的ではあるが、公共の問題を取り扱う際には十分慎重に検討を行うという姿勢を持つようにすることが最も重要である。具体的には、関係する公文書を幅広く収集し、きちんと読み込むこと、問題となるもの法的枠組みを正確に理解すること、法的な判断を行うときの常道を踏むことである。

さて、厚生労働省の特別監察委員会は2月報告で次のとおり述べていた。

本委員会は、今般の実態を明らかにし、再発防止策を検討すべく全力を注ぎ、中立的、客観的な立場から、必要となる追加調査を実施してきた。公的統計を巡る問題について、府省をまたがる政府全体での取組も検討されているところであり、これをも視野に入れつつ、今後、必要に応じて検討を続けていく所存である。（2月報告 p.22）

しかし、委員会は、その後、調査も行わず、会合も開いていない。委員会は現在も存続しているので、改めて、当時の公文書を精査し、十分な検討を行った上で、関係する公文書を資料として添付した追加報告書を出すことが望ましい。そのようなものが出されれば、今後の模範となり、風評の発生を防ぐことにつながると期待される。

（参考1）厚生労働省設置法抜粋

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事

務をつかさどる。

(中略)

百六 人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関すること。

(参考 2) 旧統計法抜粋

(指定統計調査の承認及び実施)

第7条 指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、次に掲げる事項について、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならない。ただし、第16条ただし書の規定による場合において、第3号の事項については、この限りでない。

- 一 目的、事項、範囲、期日及び方法
- 二 集計事項及び集計方法
- 三 結果の公表の方法及び期日
- 四 関係書類の保存期間及び保存責任者
- 五 経費の概算その他総務大臣が必要と認める事項

2 前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に総務大臣の承認を得なければならない。

(参考 3) 旧統計法施行令抜粋

第1条の3 総務大臣は、指定統計調査に関し、法第7条第1項又は第2項の規定による承認をしようとするとき、又は当該承認をしないこととするときは、あらかじめ、統計審議会の意見を聴かなければならない。ただし、統計審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(参考 4) 新統計法抜粋

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 四 報告を求める個人又は法人その他の団体
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 六 報告を求める期間
- 七 集計事項
- 八 調査結果の公表の方法及び期日
- 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かななければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(基幹統計調査の変更又は中止)

第十一条 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

[補注]

1) この『逐条解説』は、総務省政策統括官(統計基準担当)(2009)が執筆される過程で書かれた原稿である可能性が高い。そうであっても、最終的に刊行されたものが優先されるべきである。

[文献]

朝日新聞(2019)2019年1月11日社説 「勤労統計不正 速やかな解明が必要だ」

https://digital.asahi.com/articles/DA3S13844044.html?iref=pc_ss_date_article

e

朝日新聞HP 2023年1月30日閲覧

一般社団法人日本統計学会 公的統計に関する臨時委員会(2019a)「公的統計に関する臨時委員会報告書 第一部 毎月勤労統計調査の不正をめぐる事案に関する見解(確定版 c 1)

https://www.jss.gr.jp/wp-content/uploads/kouteki_toukei_report_main.pdf

一般社団法人日本統計学会 公的統計に関する臨時委員会(2019a)「公的統計に関する臨時委員会報告書 第一部 毎月勤労統計調査の不正をめぐる事案に関する見解(確定版 c 2)

https://www.jss.gr.jp/wp-content/uploads/kouteki_toukei_report_material.pdf

NHK(2019)クローズアップ現代 2019年2月18日「問題の核心は!?徹底検証・統計不正」<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4248/> 2022年8月30日閲覧

老川祥一(2021)『政治家の責任—政治・官僚・メディアを考える』藤原書店

北村行伸(2019)「学術情報としての政府統計の利活用の現状と課題」『学術の動向』2019年10月号

佐藤正弘(2022)『数字はつくられた 統計史から読む日本の近代』東京外国語大学出版社

総務省政策統括官(統計基準担当)(2009)『逐条解説 統計法』

総務省（2016）「第103回統計委員会資料3『諮問第97号 毎月勤労統計調査の変更について』」総務省HP

https://www.soumu.go.jp/main_content/000450042.pdf

2023年2月9日閲覧

田中重人(2020)「毎月勤労統計の諸問題」、『東北大学文学研究科年報』 69巻 pp. 210-168

西村清彦、山澤成康、肥後正博（2020）『統計 危機と改革』 日本経済新聞出版
毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会（2019a）

「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」<https://www.mhlw.go.jp/content/10108000/000472506.pdf>

厚生労働省HP 2023年1月26日閲覧

毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会（2019b）

「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書」<https://www.mhlw.go.jp/content/10108000/000483640.pdf>

厚生労働省HP 2023年1月26日閲覧

毎日新聞（2019） 2019年1月18日社説 「深刻さ増す不正統計問題 安倍政権挙げて解明急げ」

<https://mainichi.jp/articles/20190118/ddm/005/070/115000c>

毎日新聞HP 2023年1月30日閲覧

松川太一郎（2020）「毎月勤労統計調査における調査環境と不正について」、『経済学論集』 94巻 pp. 1-17

